

青森県民間社会福祉事業 職員共済事業のご案内

福祉施設や団体などで働く方への退会給付金事業を中心とした
福利厚生事業をご案内いたします。

退会
給付金

必要資金の
貸付

慶弔・見舞金
の給付

第1種共済事業

- 事業内容** 退会給付金、各種慶弔見舞金、貸付金の支給
- 加入対象者** 県内の民間社会福祉施設及び社会福祉を目的とする団体に常時勤務する職員
- 掛金** 掛金上限は月額8,000円
(本人4,000円、事業主4,000円)
※本俸月額×1000分の40を毎月負担

第2種共済事業

- 事業内容** 退会給付金の支給
- 加入対象者** 第1種共済事業加入職員
- 掛金** 年掛けで、4口(40,000円)から14口(140,000円)の範囲内で職員ごとに定める
※全額事業主負担

社会福祉法人 青森県社会福祉協議会

〒030-0822

青森市中央3丁目20-30 県民福祉プラザ2階

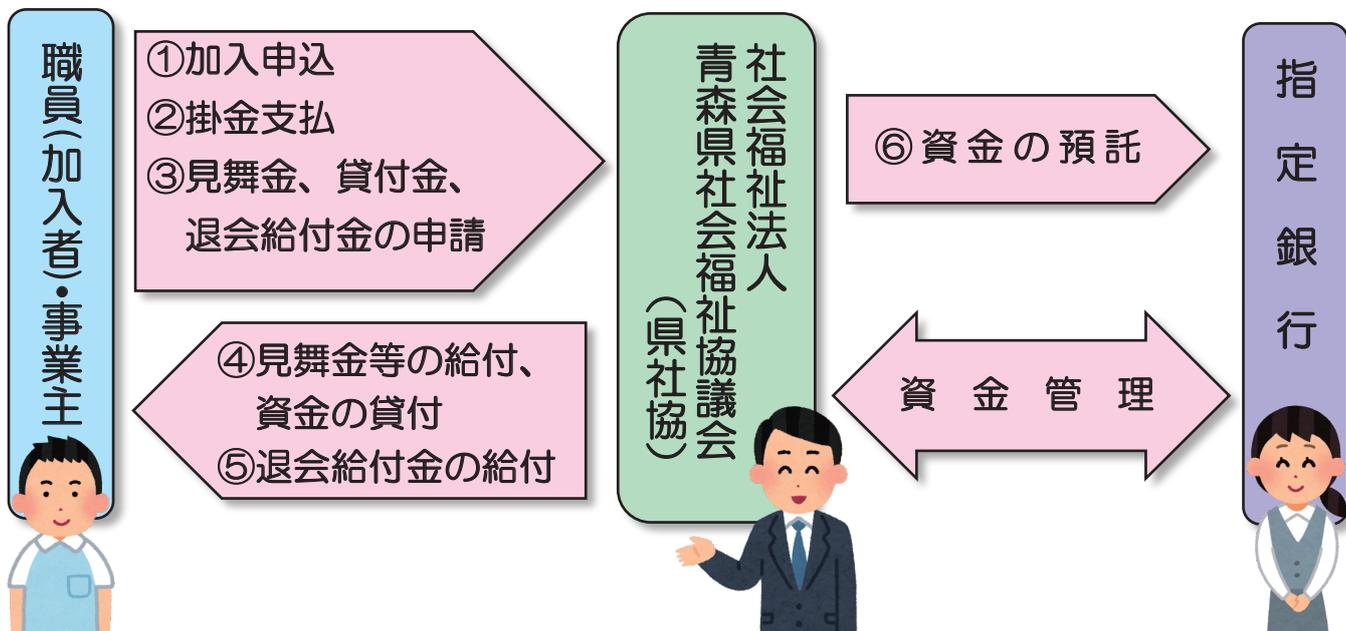
TEL017-723-1391 / FAX017-723-1394

第1種共済事業

制度の目的

青森県民間社会福祉事業職員共済事業（略称「職員共済」）は、民間社会福祉施設又は社会福祉を目的とする団体に勤務する職員の生活の安定と福祉の向上に資するため、加入した職員（加入者）と事業主が相互に拠出した掛金により、加入者に対し退会等の給付事業及び資金の貸付事業を実施する共済制度です。

制度のしくみ



- ①事業主は県社協に就業規則等で定められた職員の加入申し込みをします。(加入申し込みは随時できます。事業主は職員の加入申込書を県社協に提出します。)
- ②加入者は毎月給料日に掛金（本俸月額 \times 1000分の20）を事業主経由で納付します。
- ③加入者の入院・結婚等の見舞金や資金借入のとき、また退会するときは、事業主経由で県社協に申請します。
- ④県社協は申請に基づき、見舞金や貸付金を交付します。
- ⑤加入者が退会したときは、退会給付金を加入者に給付します。
- ⑥県社協は資金を指定の銀行に預託して安全かつ有利に運用します。



加入対象者

県内の民間社会福祉施設及び社会福祉を目的とする団体に常時勤務する職員が対象となります。



掛金

会員本人の掛金は本俸月額 \times 1000分の20です。事業主も同額負担となりますので、加入者1人当たり1ヶ月の掛金は1000分の40となります。なお、本俸月額の上限は200,000円としております。

※出産・育児・業務上の傷病等による休業の場合、継続するときは掛金を納付する必要があります。

退会給付事業

加入期間	割増率
3年未満	1.0
3年以上	1.1
4年未満	1.2
4年以上	1.3
5年未満	1.4
5年以上	1.5
6年未満	1.6
6年以上	1.7
7年未満	1.8
7年以上	1.9
8年未満	2.0
8年以上	2.1
9年未満	2.2
9年以上	2.3
10年未満	2.4
10年以上	2.5
11年未満	2.6
11年以上	2.7
12年未満	2.8
12年以上	2.9
13年未満	3.0
13年以上	3.1
14年未満	3.2
14年以上	3.3

加入者が加入期間 1 ヶ月以上で退会した時に退会給付金を給付します。

第 1 種共済退会給付金

①平成 23 年 10 月 1 日制度改定前からの加入者給付額

給付額＝(変更日前日における制度改定前の給付確定額)の元利合計額【年利 1%】
 ＋変更日以降の本人掛金の元利合計額【年利 2%】×加入期間別割増率

②平成 23 年 10 月 1 日制度改定後からの加入者給付額

給付額＝変更日以降の本人掛金の元利合計額【年利 2%】×加入期間別割増率

■ 退会給付金の具体例

(本俸月額 200,000 円・加入者・事業所掛金 4,000 円の場合)

A さんの場合

●加入期間：1 年

送金支給額 48,480 円

【内訳】退会給付金：480 円

加入者掛金分：48,000 円(4,000 円×12 ヶ月分)



B さんの場合

●加入期間：11 年 1 ヶ月

送金支給額 1,130,387 円

【内訳】退会給付金 598,387 円

加入者掛金分 532,000 円(4,000 円×133 ヶ月分)



※退会給付金は事業主からの退職金として取り扱う金額です。

福利厚生事業

(1) 給付事業 会員が次に該当した時は、見舞金等を給付します。

種類	給付金	備考	提出の際の添付書類(写し可)
結婚祝金	10,000円		戸籍抄本、戸籍謄本のいずれか
出産祝金	5,000円	1人につき5,000円	母子手帳の出産証明書欄、出産証明書、戸籍抄本、戸籍謄本のいずれか
入院見舞金	3,000円	1ヶ月以上3ヶ月未満	次のいずれか ・実際の入院期間のわかる診断書 ・実際の入院期間のわかる領収証
	5,000円	3ヶ月以上6ヶ月未満	
	10,000円	6ヶ月以上	
災害見舞金	10,000円	半焼・半壊の場合	罹災証明書等
	20,000円	全焼・全壊の場合	
死亡弔慰金	20,000円		死亡診断書及び戸籍謄本

※災害見舞金の半焼・半壊の場合には住家の床上浸水を含む

(2) 貸付事業 加入 1 年を経過した加入者を対象に融資します。

- 貸付限度額：200 万円以内
- 償還期間：10 年以内
- 利率：年利 3%
- 償還方法：元利金均等の月賦償還
- 連帯保証人：1 名

※貸付は、加入者 1 名につき 1 件となり、重複しての貸付はできません。
 ※申込み時点の退会給付金が 200 万円に満たない場合は、申込み時点の退会給付金の額を貸付限度額とします。



第2種共済事業

制度の目的

青森県民間社会福祉事業職員共済事業第2種共済事業は、平成18年4月1日の退職手当共済制度の一部改正に伴い、当該共済制度に対し、加入止めをした事業所の要望にこたえ、平成21年4月1日より実施しております。

ポイント

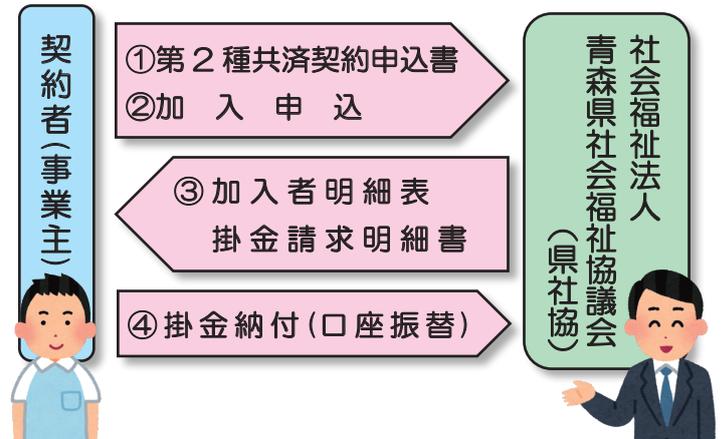
- 法人の経営状況や加入者の資質に応じ、掛金水準、給付水準の選択が可能。
- 掛金は4口（40,000円）から14口（140,000円）で会員ごとに設定が可能。
- 運用は積立方式で、給付予定利率は年複利1%

掛金額口数表 ※職員1名につき/年間

口数	掛金額(円)	口数	掛金額(円)
4口(基本)	40,000	10口	100,000
5口	50,000	11口	110,000
6口	60,000	12口	120,000
7口	70,000	13口	130,000
8口	80,000	14口	140,000
9口	90,000		

申込～掛金納付まで

- ①契約者（事業主）は、第2種共済契約申込書に就業規則、給与規程を添えて県社協に契約申込みをします。
- ②契約者（事業主）は、加入対象職員の加入申込書を県社協に提出します。
- ③県社協は、加入者明細表及び掛金請求明細書を契約者に送付します。
- ④契約者は、③の帳票内容を確認のうえ、口座振替により掛金を納付します。
※年掛けで、毎年6月に納付となります。
※加入受付期間は、毎年4月～5月末です。



給付額早見表

※給付率は年利1.0%複利の積立方式です。

年数	退会給付金額(円)		
	4口の場合	8口の場合	14口の場合
1年	40,400	80,800	141,400
2年	81,204	162,408	284,214
3年	122,416	244,832	428,456
4年	164,040	328,080	574,141
5年	206,081	412,161	721,282
10年	422,673	845,347	1,479,357
15年	650,315	1,300,629	2,276,101
20年	889,568	1,779,136	3,113,487
25年	1,141,025	2,282,051	3,993,588
30年	1,405,310	2,810,619	4,918,584

加入対象者

青森県民間社会福祉事業職員共済事業第1種共済事業の加入者が対象となります。

掛金

- 掛金は、年掛けで全額事業主負担です。
- 掛金の契約口数は、4口（40,000円）から14口（140,000円）で加入者ごとに定めます。
- この契約口数は、上記の範囲内で毎年度4月1日に変更できます。